

# 岡田事務所通信

令和3年1月号(第185号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西21条南2丁目21番13号

TEL: 0155-33-5535 FAX: 0155-33-5604

E-mail: support@office-okada.jp

URL: <http://www.office-okada.jp/>

## 男性従業員の育児休業促進へ法改正 政府会議案

政府の全世代型社会保障検討会議がまとめた最終報告案が判明し、企業が従業員に育児休業制度を周知するよう義務づけ、男性も希望者全員が育休を確実に取れるようにします。2021年の通常国会に関連法の改正案を提出する予定で不妊治療の保険適用に向けた工程表も示します。対象とする治療法の範囲を21年度中に決め、22年4月から適用する見込みです。

柱の一つの少子化対策では男性の育児参加を推進します。育休は国の制度で、会社は申し出があれば性別を問わず取得させる必要がありますが、実態としては制度を従業員に知らせず、取得しやすい職場環境を整えていない企業が多くなっています。特に男性は育休取得率が19年度で7.48%にとどまり、30%台が一般的な先進国の間で遅れが目立ちます。男性の育児時間が長いほど第2子以降の出生割合は高くなるなどのデータもあり、男性の育休取得促進は大きな課題となっていました。

最終報告案は不妊治療の保険適用拡大に向けた工程表も明示し、22年4月の拡大を想定し、21年1月から当面は現行の助成制度の拡充で支援します。体外受精などの高度な治療法について2回目以降の助成額を30万円に倍増します。

## 育児休業期間中の社会保険料 免除対象を拡大へ 厚労省

厚生労働省は2022年度にも育児休業中に社会保険料の支払いが免除になる対象者を拡大します。現在は月末時点で育休中ならその月の保険料が全額免除となりますが、月の途中で短期間の育休を取得した場合は保険料が免除されません。同じ月の中で通算2週間以上取得する人も対象に加え、取得のタイミングで差が出ている問題を解消します。

21年に関連法案の国会提出をめざします。育休を取ると、健康保険料や厚生年金保険料の支払いが免除されます。制度改正で育休取得期間が1カ月未満の人が約8割を占める男性の利用を促す狙いです。

## 道内の11月有効求人倍率 0.99倍 北海道労働局

北海道労働局は、道内の11月の有効求人倍率を発表しました。前年同月比0.29ポイント減の0.99倍で、11カ月連続で前年を下回りました。新型コロナウイルスの影響で、新規求人が運輸業・郵便業で34.8%減、宿泊業・飲食サービス業で27.8%減、サービス業で19%減などと軒並み減少しています。

雇用調整助成金などの支給申請件数は12月下旬で6万6474件となり、このうち支給決定は6万3874件となりました。来年3月に高校を卒業する新規高卒者の道内求人倍率は0.14ポイント低下の2.42倍、就職内定率は12.2ポイント減の71.4%で未内定者数は1845人で55.2%増加しました。

労働局長は「高校生に人気のある製造業や卸売業、宿泊サービス業の求人が新型コロナの影響で減っている。ハローワークや学校と連携して対応していく」と述べました。

又、新型コロナの感染拡大に伴い、12月中旬までに道内で少なくとも322事業所、1728人が解雇されたことを公表しました。解雇見込みを含めると351事業所、3063人となっています。



- 馬追い（十勝牧場） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【勤務間インターバル制度】

「勤務間インターバル制度」とは、時間外労働などを含む 1 日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間のインターバル（勤務間の間隔）を保障することにより従業員の休息時間を確保しようとする制度です。過重労働や過労死等の問題が顕在化する中、このような事案における勤務間の間隔の短さが問題視されたことが背景にあります。恒常的な長時間勤務や不規則な勤務体系の改善を目指す業界を中心に、ワーク・ライフ・バランス推進の具体策として注目を集めており、働き方改革の一環としてこの勤務間インターバル制度も企業において取り組みが進んでいます。

## 事務所より

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。昨年は年初から新型コロナウイルスに振り回される 1 年となり、今までにないような大変な年になった方が多かったかと思います。全国的にもそして北海道、十勝でもまだ予断を許さない状況が続いており、引き続き感染予防には注意が必要です。そんな中でも日々の生活や仕事は続いています。今年は少しずつ感染拡大が収まり、元の生活に近づけるような状況になってほしいものです。

都市圏を中心に新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進む中、企業に対し時短営業や営業の縮小を進める動きもあり、緊急事態宣言という声も上がっています。業種にもよりますが、すでに昨年の感染拡大や感染予防への対応により経営状況が逼迫し、今後の対応がままならない会社も出てきていると思います。雇用の現場においても営業状況により休業をさせたり、シフトを変更したりとの対応を余儀なくされている会社も多く見受けられます。雇用の維持については拡充された雇用調整助成金の特例期間が延長されていますので、該当するケースにおいてはそちらを活用しながら、できる限り解雇等は回避するのがベストですが、こういった状況が続く中では様々な局面がある事が想定されます。その時点におけるより良い対応策を考えていくことが重要になるかと思います。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

十勝においても新型コロナウイルスの感染状況が拡大する中、会社内において感染者や濃厚接触者が出てくるケースが増えてきています。その際、休業時の給与等の支払方法についてはその状況によって取り扱いが変わってくる事が考えられますので、該当事案等ありましたら、ご相談下さい。

